

～ 就学援助のご案内 ～

所得が一定以下で経済的に困りのご家庭へ
小学校新入学に係る学用品費を入学前に支給いたします

佐倉市教育委員会学務課

佐倉市では、令和8年4月に、佐倉市立小学校へ入学されるお子様の保護者で就学援助の要件に該当する方へ、入学に係る学用品費（定額**57,060円**）を、入学前（3月）に支給いたします。

支給対象の方 … 以下の要件の**全てに該当**する方。

- ◎生活保護に準ずる程度に、生活が経済的に困窮している方。
（世帯全員の所得合計が生活保護基準額の1.3倍**未満**の世帯。所得の目安参照）
※生活保護を受給中の方は、生活保護費として支給されるため、本制度の**支給対象外**となります。
- ◎令和8年4月に、佐倉市立小学校へ（新1年生として）入学されるお子様の保護者。【入学先が不確実な場合はご連絡下さい。】
- ◎令和8年3月1日に、佐倉市在住の方。【入学前に市外転出予定の方を除く】
- ◎提出期限までに申請書・必要書類を提出された方。

認定となる基準の所得の目安

世帯人数 (同居人含む)	世帯全員の前年 の所得合計金額	世帯人数 (同居人含む)	世帯全員の前年 の所得合計金額
2人	約250万円以下	4人	約365万円以下
3人	約295万円以下	5人	約395万円以下

※あくまでも**目安**です。世帯の年齢構成や収入控除額等により異なります。
認定可否は、お問い合わせいただいても、事前にはお答えできません。

申請から支給までの流れ 及び 注意事項（必ずお読みください）

- ①本案内により、申請希望等をご判断ください。
※就学援助の認定となった方は、昨年度の例では、児童全体の約7%でした。
- ②申請を希望される場合は、佐倉市教育委員会学務課のホームページから申請書
を入手いただくか、郵送を希望する場合は学務課（☎484-6186）へご連絡
ください。
- ③申請書をご記入いただき、必要書類を添えて、佐倉市教育委員会学務課へ、
ご持参か郵送によりご提出ください。※小学校へはご提出いただけません。
【申請受付・提出期限 令和7年9月16日(火)～令和8年1月9日(金)※必着】

★提出が必要な書類 ※必要書類の提出がない場合、受け付けできません。

《全ての方が必要》

□申請書 ※お子様1人に1枚(2人なら2枚)必要。

※申請書において、必要に応じた「所得等の状況調査、入学予定小学校・転出先市区町村への情報提供、転出等により佐倉市立小学校へ入学しなかった場合の支給額返還」にご同意頂きます。

※家庭状況欄について、同居されている方全員を記入してください。

・単身赴任等で遠隔地に暮らしているが生計をともにしている方は記入してください。

・住民票が別世帯でも同居所に住んでいる方は記入してください。

《賃貸住宅にお住まいで家賃を支払っている方のみ必要》

□賃貸人・賃借人と家賃月額・賃借期間の分かる書類(現在お住まいの期間が含まれるもの)(例・最新の賃貸借契約書のコピー)

《令和7年1月1日現在、佐倉市在住でない方のみ必要》

□以下のAまたはBどちらかが必要。

A:令和7年1月1日現在お住まいの市区町村の課税担当課で、住所又は生計を同一にする方(世帯分離でも住所が同じ方又は単身赴任等で別住所でも同一生計の方を含む)で、無職の未成年の方以外全員分の令和7年度の「特別徴収税額通知書」、又は「課税所得証明書」、あるいは「非課税証明書」。※所得・控除の内訳が表示されていること(コピー提出可)。

※申告をしていない場合、「課税所得証明書」や「非課税証明書」を取ることができませんので、速やかに申告をしてください。

B:同意書(ホームページから入手いただくか、学務課へご連絡ください。)

《令和7年1月1日現在、佐倉市在住の方》

□所得に関する証明書類は、調査させていただきますので提出は不要です。ただし、所得の申告手続きが済んでいることが必要です。勤務先から申告が済んでいる場合は不要です。

(所得が0円の方であっても被扶養者でない方は申告が必要です。) **申告されていない場合は受け付けできません。**

《遺族・障害年金を受給している方のみ必要》

□最新の「年金決定通知書」、「年金改定通知書」又は「振込関係書類」のコピー

《失業給付を受けている方のみ必要》

□「雇用保険受給資格者証」の全面的コピー

★申請後、市外転出(予定)や、私立学校への入学希望等により、佐倉市立小学校以外へ入学を予定・希望されることになった場合は、必ずご連絡ください。

受給後、佐倉市立小学校へ入学されなかった場合は、ご返還いただきますので、入学が不確実な場合は、ご連絡ください。

今回、申請しなかった、又は非認定となった場合でも、令和8年4月に佐倉市立小学校へ入学された後、令和8年度の就学援助費として、学校経由で申請が可能です。結果、認定となった場合は、就学援助費の一環として、新入学の学用品費も1学期分として、学校経由で支給されます。

反対に、今回、申請されて認定・受給された方も、令和8年度の就学援助を希望される方は、令和8年4月以降に再度の申請が必要です。ただし、新入学の学用品費については支給済となるため、支給されません。

④令和8年3月中に、認定又は非認定の結果を通知し、認定となった方には、ご指定の金融機関口座へ支給金額【**57,060円**】を振り込みいたします。

【お問い合わせ・申請書提出先】

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市教育委員会 学務課 学事班

☎043-484-6186

